第 25 回兵庫県医療審議会救急医療部会 次第

日時:令和7年2月6日(木)

 $15:30\sim 16:00$

場所:兵庫県医師会館6階会議室

- 1 開 会
- 2 議事
 - (1) 部会長・副部会長の選出 (2) 赤穂中央病院の災害拠点病院指定について
- 3 閉 会

兵庫県医療審議会救急医療部会 委員名簿

	委員	名							役職名	, I			
橋	本		寛	兵	庫	Ì	県	医	師	会	副	会	長
佐	々木	恭	子	兵	庫	県	Ţ.	<u>天</u>	療	法	人	3. 会	長
深	井	光	浩	兵	庫	県	精	神	科	病	院	協	: 長
都	倉	達	殊	兵 (庫高		県 砂		市市		長 長	会)
浜	上	勇	人	兵(庫香		県美		町町		村 長	会)
奥	谷	能	久	健	康保	険 組	1 合	連合	、会 兵	. 庫 連	合会	常務	理事
臼	井	里	佳	兵	庫	ļ	県	愛	育	連	合	会	長
丸	山	美 津	子	兵	戽	<u> </u>	県	Ē	看	護	協	会	長
石	原		諭	兵	庫	県	災	害	医	まで セ	ン	ター	- 長
松	本	等 美	子	神	戸	新	聞	社	文	化	部	デニン	くっク
栗	岡	由	樹	兵(庫神		県戸	下市	消 消	防 防	長 局	会長	長)
就鳥	見		宏	兵(庫 洲	本	県 健	保 康	健 福 礼	所 业 事	長 務	会 所 :	長 長)

兵庫県医療審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の22の規定に基づき、兵庫県医療審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 会長は審議会の議長となる。

- 2 審議会に副会長を置き、会長に事故があるときは、その職務を行う。
- 3 副会長は、委員の互選により定める。

(医療法人部会)

第3条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議するため、医療法人部会(以下「法人部会」という。)を置く。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第45条第2項に基づき、医療法人の設立を認可し、又は、 認可をしない処分に係る事項
- (2) 医療法第55条第7項に基づき、医療法人の解散を認可し、又は、認可をしない処分に係る 事項
- (3) 医療法第58条の2第5項に基づき、医療法人の吸収合併及び新設合併を認可し、又は、認可をしない処分に係る事項
- (4) 医療法第60条の3第5項に基づき、医療法人の吸収分割及び新設分割を認可し、又は、認可をしない処分に係る事項
- (5) 医療法第64条第3項に基づき、医療法人の業務の停止を命じる処分に係る事項
- (6) 医療法第64条第3項に基づき、医療法人の役員の解任を勧告する処分に係る事項
- (7) 医療法第66条第2項に基づき、医療法人の設立の認可を取り消す処分に係る事項
- (8) 医療法第46条の6第1項ただし書の規定に基づき、医師又は歯科医師でない者を理事長に選出することを認可し、又は認可をしない処分に係る事項のうち、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和61年6月26日付健政発第410号厚生省健康政策局長通知)第一、5、(4)に定める、医師又は歯科医師でない理事長候補者が理事長に就任することにより、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認めることに係る事項
- (9) 医療法第42条の2第2項に基づき、社会医療法人の認定及び、認定を取り消された社会医療法人の業務継続実施計画の認定をする処分に係る事項
- (10) 医療法第64条の2第2項に基づき、社会医療法人の認定を取り消す処分に係る事項
- 2 法人部会は委員10名以内で構成する。

(救急医療部会)

第4条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議するため、救急医療部会(以下「救急部会」という。)を置く。

- (1) 救急医療体制の整備に関する事項
- (2) 県、市町及び救急医療機関の連携・協力に関する事項
- (3) 救急医療情報システムの運営に係る重要事項に関する事項
- (4) 救急告示機関の認定審査に関する重要事項に関する事項
- 2 救急部会は委員12名以内で構成する。

(保健医療計画部会)

第5条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議するため、保健医療計画部会(以下「計画部会」という。)を置く。

- (1) 保健医療計画(医療法第30条の4に基づく医療計画をいう。)の策定又は変更に係る事項(第4条第1項及び第6条第1項に掲げる事項を除く。)
- (2) 保健医療計画の推進に係る事項(第4条第1項及び第6条第1項に掲げる事項を除く。)
- (3) 医療法第70条の3 (平成27年法律第74号による改正後のもの) に基づく、医療連携推進認 定に係る事項
- (4) 医療法施行規則第1条の14第7項第1号又は2号に該当する診療所について医療審議会の意見を聴くこととされている事項
- 2 計画部会は委員17名以内で構成する。

(地域医療対策部会)

第6条 審議会に、次に掲げる事項を調査審議するため、地域医療対策部会(以下「地域部会」という。)を置く。

- (1) 医療法第30条の4第2項第11号に規定する医師の確保に関する事項
- (2) 医療法第30条の23第2項に規定する地域医療対策協議会において協議を行う事項
- (3) 医師法第16条の2第6項及び第16条の3第6項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴くこととされている事項
- (4) 地域医療支援病院の承認に関する事項
- (5) 医療法第30条の4第2項第10号に規定する外来医療に係る医療提供体制の確保に関する 事項
- 2 地域部会は委員14名以内で構成する。

(部会長)

第7条 部会長は、部会の議長となる。

- 2 部会に副部会長を置き、部会長に事故があるときは、その職務を行う。
- 3 副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。

(部会の招集)

第8条 部会は部会長が招集する。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは部会長の決する ところによる。ただし、次の各号に掲げる事項については、審議会において決するものとす る。
- (1) 第5条第1項第1号に掲げる事項
- (2) 第5条第1項第2号に掲げる事項のうち、医療法の規定により、医療審議会の意見を聞くこととされている事項
- (3) 第6条第1項第1号に掲げる事項
- (4) 第6条第1項第5号に掲げる事項
- 4 部会における決議は、これを審議会の決議とする。
- 5 部会における決議は、決議後最初に開かれる審議会において部会長から報告しなければならない。

(委員の代理出席)

第9条 別に定めるところにより、委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議開催前に委任状を会長に提出しなければならない。

(非委員の出席)

第10条 審議会及び部会は、必要があると認められるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を述べさせることができる。

(部会招集の特例)

第11条 部会長は、緊急の必要があり部会を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由により部会を招集することができない場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付又は持ち回りし、賛否を問い、部会の会議に代えることができる。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(庶 務)

第12条 審議会の庶務は、保健医療部医務課において処理する。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は審議会が定める。

附則

- この要綱は、昭和61年12月8日から実施する。
- この要綱は、平成13年2月16日から実施する。
- この要綱は、平成14年11月1日から実施する。
- この要綱は、平成15年4月1日から実施する。
- この要綱は、平成17年9月9日から実施する。
- この要綱は、平成17年11月18日から実施する。
- この要綱は、平成20年3月28日から実施する。
- この要綱は、平成20年11月11日から実施する。
- この要綱は、平成21年3月18日から実施する。
- この要綱は、平成22年8月26日から実施する。
- この要綱は、平成22年12月24日から実施する。
- この要綱は、平成28年3月18日から実施する。
- この要綱は、平成29年3月29日から実施する。
- この要綱は、平成30年3月12日から実施する。
- この要綱は、平成30年11月1日から実施する。
- この要綱は、平成31年2月18日から実施する。
- この要綱は、平成31年4月1日から実施する。
- この要綱は、令和2年4月1日から実施する。
- この要綱は、令和2年11月4日から実施する。
- この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

兵庫県医療審議会

災害拠点病院の指定について (諮問)

下記の医療機関に係る、災害拠点病院の指定について、令和5年2月28日付け医政 発0228第1号厚生労働省医政局長通知の規定に基づき諮問する。

記

医療法人伯鳳会赤穂中央病院

以上

令和7年1月28日

兵庫県知事 齋 藤 元



災害拠点病院について

1 「災害拠点病院」の定義

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、DMAT等の受入れ機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能、地域の医療機関への応急資器材の貸出し機能を有する病院

- ① 地域災害拠点病院 各二次保健医療圏域に原則1箇所整備
- ② 基幹災害拠点病院 都道府県に原則1箇所整備 ※上記の機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的役割を果たすもの

2 災害拠点病院の指定等

指定要件を満たすものを都道府県が指定する。災害拠点病院の指定に当たっては、医療審議会等の承認を得る必要があり、指定されたものは各都道府県の保健医療計画に記載。都道府県は指定した災害拠点病院が要件に合致しているかを毎年(原則として4月1日時点)確認する。要件に合致していない場合は解除を行う。厚生労働省及び都道府県は充足状況について、必要に応じて調査を行う。

3 これまでの経過

「災害時における初期救急医療体制の充実強化について」(平成8年5月10日付け健政発 第451号厚生省健康政策局長通知※)で「災害拠点病院」を創設。

東日本大震災での対応における課題を踏まえ、「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日付け医政発0321号厚生労働省医政局長通知)で指定要件等も改正(平成8年通知は廃止)。その後、近年の災害状況を踏まえ、要件を加重する形で指定要件も改正し、最終改正は、令和元年7月17日付けで通知された。

本県における各病院の指定経過は以下のとおり。

平成8年10月25日	県下11病院を災害拠点病院に指定 神戸市立中央市民病院、兵庫医科大学病院、県立加古川病院、 西脇市立西脇病院、県立姫路循環器病センター、姫路赤十字病 院、赤穂市民病院、公立豊岡病院、公立八鹿病院、県立柏原病 院、県立淡路病院			
平成8年12月17日	神戸大学医学部附属病院を指定(基幹・地域)			
平成13年3月9日	宝塚市立病院を指定			
平成 15 年 8 月 1 日	兵庫県災害医療センター・神戸赤十字病院を基幹災害拠点病院 として指定(基幹災害拠点病院を神大附属病院から変更)			
平成22年4月1日	独立行政法人国立病院機構姫路医療センターを指定			
平成 25 年 4 月 1 日	兵庫県立西宮病院を指定			
平成27年7月1日	兵庫県立尼崎総合医療センターを指定			
令和元年7月1日	兵庫県立丹波医療センターを指定			
令和4年5月1日	兵庫県立はりま姫路総合医療センターを指定			
令和5年9月15日	地方独立行政法人加古川中央市民病院を指定			

4 現在の指定病院一覧(19病院)

(令和6年4月時点)

区分	災害医療圏域	施設名				
基幹	全県	兵庫県災害医療センター・神戸赤十字病院				
	神戸	神戸市立医療センター中央市民病院				
	↑₩ <i>)</i> ¬¹	神戸大学医学部附属病院				
		兵庫医科大学病院				
	阪神南	兵庫県立西宮病院				
		兵庫県立尼崎総合医療センター				
	阪神北	宝塚市立病院				
	東播磨	兵庫県立加古川医療センター				
	米油岩	地方独立行政法人加古川中央市民病院				
地域	北播磨	西脇市立西脇病院				
		兵庫県立はりま姫路総合医療センター				
	中播磨	姫路赤十字病院				
		独立行政法人国立病院機構姫路医療センター				
	西播磨	赤穂市民病院				
	但馬	豊岡病院組合立豊岡病院				
	[三元]	公立八鹿病院				
	丹波	兵庫県立丹波医療センター				
	淡路	兵庫県立淡路医療センター				

赤穂中央病院の災害拠点病院への指定について

1 趣旨

医療法人伯鳳会赤穂中央病院について「災害拠点病院」への指定を求める旨の申し出があり、これを適当と認め、「地域災害拠点病院」として指定する。

2 要件充足状況

災害拠点病院については、平成24年3月21日付け厚生労働省医政局長通知により都道府県が指定するための必要要件が示されている。当該病院の主な要件充足状況は以下のとおり(病院からの状況報告は別紙のとおり)。

[主な要件と充足状況]

区分	項目	主な指定要件 充足状況		
運営	人員	24 時間の緊急対応体制及び災害時の傷病者 等の受入れ・搬出体制の整備	24 時間緊急対応実施	
体制	機能	DMAT を保有し、派遣体制があること	1チーム	
	訓練等	業務継続計画に基づく災害研修・訓練の実施	毎年実施	
	•	患者多数発生時に対応可能なスペースの確保	パイプオルガンホール 本館 2 階ホール リハビリ室	
		診療施設が耐震構造を有すること	全施設 耐震構造	
医療関係		通常時の6割程度の容量の自家発電機の保 有	(本館) 300kvA 重油 (南館) 100kvA 軽油 (外来棟) 66kvA45kvA 軽油	
				3日分以上の備蓄燃料、水の確保
	設備	災害時の重篤救急患者の救命に必要な診療 設備	あり	
	その他	3日分程度の食料・飲料水・医薬品等の備蓄	3日分備蓄	
搬送	施設	ヘリコプターの離着陸場の確保	千種川河川敷(車で約 2~3 分)	
関係	設備	被災地派遣に必要な緊急車輌の保有	1台	

3 指定の時期

令和7年2月6日(予定)

※ 指定を受けて保健医療計画に記載するとともに、厚生労働省に報告

4 所管圏域の承認状況について

令和6年11月21日に「西播磨圏域健康福祉推進協議会」、令和7年1月16日に「中播磨圏域健康福祉推進協議会」にて意見を伺い、災害拠点病院の指定について承認を得ている。

災害拠点病院指定要件について

※ 都道府県からの問い合わせに対する厚生労働省の回答より

災害拠点病院指定要件(令和元年7月17日改正反映)	充足条件	充足に関する具体的な説明	医務課 確認資料番号	
【(1)運営体制】 災害拠点病院として、下記の要件を満たしていること。				
	24時間の緊急対応体制		〔連絡·勤務体制等〕 現在24時間緊急対応実施	
①24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。	び搬出を行うことが可能な体制を 災害発生時の傷病者等の受入れ・搬 出体制		[組織・勤務体制・マニュアル等] 時間外は医師・看護師・放射線技師・臨 床検査技師・事務の当直体制である。病 院と赤穂市内の介護施設の職員全員で災 害時オープンチャットを設定し、迅速な 連絡と応援依頼を行っている。	
②災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報ない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。	・ システム(EMIS)」が機能してい		[受入意思] あり	
また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医を有していること。	また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能 を有していること。			19
③災害派遣医療チーム(DMAT)を保有し、その派遣体制があること。(基幹災害拠点病院は、複 (医師1名・看護師2名・業務調整員1名を1隊として隊数〔理論値〕を記載)	数隊を保有していること。)	必須	[隊数・隊員数] 隊数 1隊 隊員数 4人 今後増員を図る	
また、災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。	DMAT等待機場所の指定		〔指定状況〕 多目的ホール	1
	DMAT等受入対応担当者の指定		〔指定状況〕 河本・坂部	
	その他の受援体制の整備		[体制整備の状況] 災害対策委員会	
④救命救急センター又は第二次救急医療機関であること。(基幹災害拠点病院は、救急救命センター	救命救急センター	選択必須	〔指定状況:見込み〕 第2次救急医療機関	
であること。)	第2次救急医療機関	~		
⑤被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。		必須	[計画整備の有無] 済	2
⑥整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び及び訓練を実施すること。 〔統合前の実績及び新病院における実施計画・体制について記載〕		必須	【研修・訓練の実施状況】 各病院での訓練実施とグループ全体での 訓練を年に1回行っている。 グループ全体訓練を赤穂で11月30日実施 予定	3

災害拠点病院指定要件(令和元年7月17日改正反映)		充足条件	充足に関する具体的な説明	医務課 確認資料番号
⑦地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練で 「統合前の実績及び新病院における実施計画・体制について記載〕	- 必須 -	[訓練の実施状況] 赤穂市合同災害訓練1回/年 赤穂消防・赤穂市民病院・ 赤穂中央病院	4	
また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。		「地域への支援体制」 赤穂中央病院(DMAT4人 AMAT15人) グループ全体(DMA44人 AMAT98人)	5	
⑧ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましいこと。		任意	[ヘリ搭乗可能医師の有無・人数] 2人	
【(2)①医療関係】(ア. 施設)災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。				
(ア)病棟(病室、ICU等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等)等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者の多数発生時(入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定)に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。	救急診療に必要な部門の設置	必須	「救急部門体制」 救急室・病棟(病室・ICU)・0P室・放射 線室・検査室・透析室などの災害に必要 な医療体制である。また、当法人グルー プでCT 検査機器を搭載したメディカル コネックスを所有。同時に発電機搭載の トラックを所有	6
	多数患者発生時に対応可能なスペー スの確保	任意	[確保の有無・場所] パイプオルガンホール 本館2階ホール リハビリ室	7
	簡易ベット等の備蓄スペース確保	11.00	[確保の有無・場所] 多目的室倉庫	8
(イ) 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。(基幹災害拠点病院は、病院機能を維持するために必要な	診療機能の耐震構造	必須	〔耐震構造の内容〕 建物は1984年以降建築のため、全て耐震 構造である。	9
全ての施設が耐震構造であること:必須) ※ 耐震構造には、「(狭義)の耐震構造」「制震構造」「免震構造」のいずれか又はその組み合わせであればよい。	病院機能を維持するための施設の耐 震構造	任意	[耐震構造の有無・内容]	
(ウ)通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有していること。	通常時の6割程度以上の発電容量の ある自家発電機等の保有	必須	[自家発電機の発電容量・発電方式] (本館) 300kvA 重油 (南館) 100kvA 軽油 (外来棟) 66kvA45kvA 軽油	
※ 「通常時の6割程度」の「通常時」とは、「年平均」や「最大使用時」など明確な定義を定めているわけではないが、災害拠点病院として平常診療を行っている際の使用量を念頭に、災害拠点病院として求められる機能を発揮できるかといった観点から検討する。また、電力確保のための具体的な技術につ	(燃料として都市ガス使用の場合) 非常時に切替え可能な他の電力系統 等を保有	(使用時) 必須	[電力系統の有無]	
いても指定はない。 ※ 提供事業者での燃料保管による災害時の優先提供の協定については、「備蓄燃料の確保」とは言い 難い。また、都道府県の覚書・協定締結のみをもって代替手段とはならない。	3日分程度以上の備蓄燃料の確保	必須	(備蓄燃料の種類・備蓄日数) 重油 30000 軽油 1200	
また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の4 使用可能なことを検証しておくこと。	 確保が行われていることや、非常時に	必須	[病院機能維持のための設備検査体制] 非常用コンセントのラウンドチェック 自家発の負荷試験 1回/年	10

災害拠点病院指定要件(令和元年7月17日改正反映)		充足条件	充足に関する具体的な説明	医務課 確認資料番号
(なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。)			[ハザードマップ等との適合性] 設置場所は屋上	111
(エ)災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。具体的には、少なくとも3日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な地下水利用のための設備(井戸設備を含む。)を整備しておくことが望ましいこと。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについても差し支えないこと。	受水槽 (3日分以上の容量)		[整備状況·容量等] (本館) 74t (南館) 41t (外来棟) 16t	
※ 災害時において、災害拠点病院には、入院患者は通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度の多数の患者が来院すると想定(トイレの使用制限等などの節水では対応は困難)	地下水利用施設(停電時使用)	選択必須	優先供給は赤穂市は結ばず、赤穂市のマニュアルで災害時は病院へ優先供給することとなっている。	(1)
	優先的給水協定の締結			
【(2)①医療関係】(イ. 設備)災害拠点病院として、下記の診療設備等を有すること。				
(ア) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。	衛生電話の保有	必須	【機種・台数/固定・携帯の別〕 スターリンク+携帯電話	12
	衛生回線インターネット導入		〔整備状況〕 スターリンク 1基	12
また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。		任意	〔保有状況〕 トランシーバー	12
(イ) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。	EMIS機関登録		〔登録申請状況〕 登録済	
〔統合前の実績及び新病院における実施計画・予定について記載〕	(情報入力体制) 複数の入力担当者の設定	必須	〔設定·指定状況〕 担当2人	
	(情報入力体制) 操作方法等の研修・訓練の実施		〔実施予定〕 県の訓練参加 訓練回数2回/年	13
(ウ) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うためし ※災害時に求められる設備の観点から2次救急機関・3次救急機関に関わらず原則として備える (備えが不足する場合は災害時の医療に提供がないよう代替措置を検討する必要あり)	こ必要な診療設備 る必要あり	必須	〔整備状況〕 2次救急医療機関の器具・備品は整備済	14
(エ) 患者の多数発生時用の簡易ベッド		必須	〔配備数〕 現在65注文中 今後追加予定	(15)
(オ)被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品 等	携行式応急用医療資器材		〔配備内容·数〕 3日	16
	携行応急用医薬品		〔配備内容·数〕 3日	16
	携行用テント	<u>خ</u> ې نړ.	[配備内容・数] 2	16
	携行用発電機	<u>必須</u>	[配備内容・数] ガソリン発電機2基 [配備内容・数] 3日	16
	携行用飲料水	_	【配備内容・数】 3日 【配備内容・数】 3日	16
	携行用食料		[配備內容·数] 3日	16
(+) LUZ 5 - 4 w 5	携行用生活用品	.N <=	〔配備数〕 100枚 追加予定	16
(カ) トリアージ・タッグ		必須		17

災害拠点病院	充足条件	充足に関する具体的な説明	医務課 確認資料番号		
【(2)①医療関係】(ウ. その他)3日程度の備蓄等	<u> </u>				manuscrip a
食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて 適切に供給されるまでに必要な量として、3日分 程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数	3日程度の備蓄	食料		〔備蓄内容·数〕 3日	18
在及を開番しておくこと。その際、及音時に多数 の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。		飲料水	2/2	[備蓄內容·数] 3日	18
※事業者との優先供給協定や都道府県の協定・覚 書締結をもって、備蓄要件の代替手段とすること		医薬品	必須	[備蓄內容·数] 3日	18
はできない。併用による確保は可。		医療用ガス		[備蓄内容・数〕 8日	18
また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、 地域の関係団体・業者との協定の締結により、災 害時に優先的に供給される体制を整えておくこと	優先供給の協定締結	食料		[締結先等] 誠屋・本田・緑安全 了解済	
(ただし、医薬品等については、都道府県・関係 団体間の協定等において、災害拠点病院への対応 が含まれている場合は除く。)。		飲料水	必須	[締結先等] 赤穂市 優先供給は赤穂市は結ばず、赤穂市のマニュ アルで災害時は病院へ優先供給することと なっている。	1
		医薬品	少 须	〔締結先等〕メディセオ 了解済	
		燃料		[締結先等] 前田石油 了解済	
		医療用ガス	-	【締結先等〕 オキシテック 了解済	
【(2)②搬送関係】(ア. 施設)へリコプター離発着場					
ア. 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離 府県の協力を得て、病院近接地に非常時に使用可能		27.5	〔離発着場の位置〕 千種川河川敷	19	
なお、ヘリコプターの離着陸場については、ヘリニ場外離着陸場の基準を満たすこと。	コプター運航会社等のコンサルタントを受けるな	どにより、少なくとも航空法による飛行	- 必須	[基準充足の有無] 満たしている	19
また、飛行場外離着陸場は近隣に建物が建設されるトがより望ましいこと。	ること等により利用が不可能となることがあるこ	とから、航空法による非公共用へリポー	任意	千種川河川敷のため建物建築の予定はな い	19
【(2)②搬送関係】(イ. 設備)緊急車輌					
イ. DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車輌を原則として有すること。					
その車輌には、応急用医療資器材、テント、多	必須	[積載能力] 可能			
【(3)基幹災害拠点病院】					
③災害医療の研修に必要な研修室を有すること。	③災害医療の研修に必要な研修室を有すること。(基幹災害拠点病院のみ必須)				

災害拠点病院施設票

都道府県	兵庫県
担当課	兵庫県
電話番号	

開設者	施設名	所在地			
医療法人伯鳳会	医療法人伯鳳会 赤穂中央病院	兵庫県赤穂市惣門町52番地の6			

1 基幹・地域災害医療センターの概要

(延面積)

	管理棟	サービス	病棟部門					診療部門	その他	合計
迎		棟部門	一般	結核	精神	伝染	計		CONE	
積		m [*]	4,886.22				4,886.22 m²	m [*]	m [*]	m²
	2,209.59	150.29	298 床	床	床	床	298 床	4,394.85	8,239.12	19,880.07

標榜診療	臨床研修指定病院指定の有無				
内ものもの職の等のも、数形のもの	科·外科·心臓血管外科·整形外科·脳神経外科·産婦人科·小児科·泌				
尿器科・皮膚科・眼科・耳鼻咽喉科・リハ線科・麻酔科・歯科口腔外科・矯正歯科科・循環器内科・消化器内科・血液内科	救急告示の有無				
件"旭垛奋内件"用记备内件"皿次内件	有・無				
救命救急センター指定の有無	有(無)				

令和7年1月16日

兵庫県中播磨県民センター 中播磨健康福祉事務所長 様

中播磨地域健康福祉推進協議会長礼



医療法人伯鳳会 赤穂中央病院の災害拠点病院指定にかかる 事前協議結果(意見書)について

医療法人伯鳳会 赤穂中央病院の災害拠点病院指定にかかる事前協議について、 中播磨地域健康福祉推進協議会「医療部会」において協議した結果、承認します。

令和6年11月25日

西播磨県民局 龍野健康福祉事務所長 様

西播磨地域健康福祉推進協議会長協 議会長FD

赤穂中央病院の病院機能の指定・承認にかかる事前協議について

令和6年11月21日開催した西播磨健康福祉推進協議会医療部会兼地域医療構想調整会議(西播磨地域部会)で赤穂中央病院の病院機能の指定(災害拠点病院)にかかる事前協議について承認します。

